

株式会社キズキ リスク管理規定

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、株式会社キズキ(以下「当社」という)の事業活動におけるリスクを適切に管理し、その発生を防止または軽減することを目的とし、リスク管理に関する基本方針および体制、手続きについて定める。

第2条(定義)

本規程において「リスク」とは、当社の業務遂行に支障をきたす、または当社の業績、財務状況、信用、ブランド等に悪影響を及ぼす可能性のある事象をいう。

「リスク管理」とは、リスクの特定、評価、対応、監視および報告を含む一連のプロセスを指す。

第3条(適用範囲)

本規程は、当社のすべての業務活動および従業員に適用する。

第2章 リスク管理体制

第4条(リスク管理責任者の設置)

当社は、リスク管理体制を構築し運営するため、リスク管理責任者(以下「責任者」という)を任命する。責任者は代表取締役とする。

責任者は、リスク管理方針の策定、リスク管理活動の統括、およびリスク発生時の対応を指揮する。

第5条(リスクマネジメント会議の設置)

当社は、リスク管理を適切に遂行するため、リスクマネジメント会議を設置する。委員会のメンバーは、主要な部門の責任者および管理者とする。

リスクマネジメント会議は、定期的に会合を開き、リスク管理方針の評価および見直し、リスクの発見・評価・対応策の策定を行う。

第6条(リスク管理の責任と役割)

各部門の責任者は、自部門のリスクを特定し、評価し、リスク対応策を策定・実施する責任を負う。

全社員は、日常業務においてリスクを認識し、必要に応じて速やかに報告する義務を有する。

第3章 リスク管理方針

第7条(リスク管理の基本方針)

- 当社は、全社的なリスク管理を通じて、リスクの発生を防止し、発生したリスクによる損失の最小化を図る。
- リスク管理は、当社の持続可能な成長および事業継続性の確保に寄与するものでなければならない。

3. リスクの特定・評価・対応策の策定は、継続的に見直し、改善を図るものとする。
-

第4章 リスク管理の活動

第8条(リスクの特定)

各部門は、定期的に業務の見直しを行い、リスクを特定する。特定されたリスクは、リスクマネジメント会議で報告する。

第9条(リスクの評価)

リスクマネジメント会議では、特定されたリスクを分析し、発生頻度と影響度に基づいてリスクの優先順位を決定する。

第10条(リスク対応策の策定)

リスクマネジメント会議では、リスクの評価結果に基づき、適切なリスク対応策を策定する。対応策には、リスクの回避、低減、転嫁、受容が含まれる。

第11条(リスク管理のモニタリングと報告)

リスクマネジメント会議では、リスク管理活動の進捗状況を定期的にモニタリングし、その結果を経営陣に報告する。

第5章 リスク発生時の対応

第12条(緊急対応チームの設置)

重大なリスクが発生した場合、責任者の指示により、緊急対応チームを設置し、迅速かつ適切な対応を図る。

第13条(緊急対応計画の策定と実施)

緊急対応チームは、リスクの種類と影響に応じて、緊急対応計画を策定し、関係者に周知し、速やかに実施する。

第14条(リスク発生後の評価と再発防止)

リスクが発生した場合、リスクマネジメント会議でその原因を分析し、再発防止策を策定し、実施する。

第6章 規程の見直しと改定

第15条(規程の見直し)

本規程は、定期的に、または必要に応じて見直し、適切な改定を行うものとする。

第16条(施行)

本規程は、2024年10月1日から施行する。

附則

1. 本規程に定めのない事項は、別途定めるところによる。
2. 本規程の改定は、代表取締役の承認を得て行う。